

令和 7 年度

第 2 回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和 7 年 5 月 7 日(月) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 15 分

場所 庄原市ふれあいセンター

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について

議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 非農地証明申請について

各委員の出欠状況

席番	氏 名	出席	欠席	席番	氏 名	出席	欠席
1	原田 實夫	○		13	佐々木 利雄	○	
2	堀江 唯雄	○		14	田邊 文隆	○	
3	木村 英宗	○		15	瀬尾 憲雅	○	
4	増谷 克則		○	16	金本 哲弥	○	
5	入谷 弘之	○		17	渡邊 敬子	○	
6	財間 敏行	○		19	道下 和子	○	
7	須應 敏明	○		20	小次 啓二	○	
8	寺西 玉実	○		21	天根 公昭	○	
9	森兼 貢	○		22	青才 弘江	○	
10	前田 耕廣		○	23	佐々木 英明	○	
11	宮崎 譲	○		24	榮田 明美	○	
12	竹森 達	○					

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役 職	氏 名	出席	欠席	役 職	氏 名	出席	欠席
(本 庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦	○		出張所長	中村 雅文		○
係 長	中村 征巳	○		主 任	小田 正儀	○	
主 任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主 事	木村 泰三	○		出張所長	糸原 秀晴		○
(西城出張所)				主 任	島田 竜矢	○	
出張所長	日野原 祥二	○		(比和出張所)			
主 任	沖田 晋耶		○	出張所長	掛札 靖彦		○
				主 任	加川 元暁	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	六原 善博	○		出張所長	今西 隆行		○
主 事	村木 莉加	○		主任主事	福田 哲彦	○	

事務局長	ただ今より、令和7年度第2回庄原市農業委員会総会を開催いたします。(午後1時30分) 本日、4番増谷委員、10番前田委員から欠席の届出がありましたのでご報告いたします。 それでは道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長を務めていただきます。
議長	(挨拶)
議長	それでは、会議を開会させていただきます。 ただ今の出席委員は21名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。 続きまして、本日の議事録署名者を指名させていただきます。 6番財間委員さん、7番須應委員さん、よろしくお願いいたします。
議長	それでは議案に移りたいと思いますが、あらかじめ送付の議案に訂正がありますので、事務局から報告させます。
事務局員 (本庁)	○訂正 ・議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」 受付番号4について、申請地番に誤りがあったため正しい番号に訂正。 ・議案第5号「非農地証明申請」について 受付番号7について、現地確認の結果、申請地4筆のうち2筆が取下げとなったため訂正。また、申請地の現況地目に誤りがあったため正しい地目に訂正。 以上、訂正しております。
議長	それでは議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。 受付番号7と8の2件について事務局からの説明を求めます。
事務局員 (本庁)	資料にて、権利を設定または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 (以下 略)
議長	以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見を受けます。何かございますか。

3 番木村委員	受付番号 8 について、譲受人は農業未経験で農機具を所有しておらず、営農技術については周囲や身内の助けを得て習得を目指し、農機具については必要に応じてリースすることですが、譲り受ける農地の面積からするに維持管理は苦しいのではないかと思います。事務局で聞き取っていることはありますでしょうか。
事務局員 (東城出張所)	申請者に維持管理について伺ったところ、申請者の親戚は庄原市内で大規模に営農されている農業生産法人に所属しており、営農技術の支援や農機具のリースはその方をお願いするということでした。
議長	担当の田邊委員は付け加え等ございますか。
14 番田邊委員	現地確認をさせていただきまして、申請者は農業については初めてなので、親戚の支援を受けながら、近隣の農家の方々や推進委員からもご指導をいただくとのお話を聞きました。生産した作物の販売は、2 年後をめどに取り組んでいくとのことです。申請者の営農活動を、地域として温かく守って行きたいと思っています。
議長	ありがとうございました。他にございませんか。
7 番須應委員	受付番号 8 について、先ほどの質問で営農の計画が理解できましたが、申請書類を確認する際に、もう少し詳しく記載いただくようお願いする必要があったのではないかと思います。
議長	ありがとうございます。営農計画については、なるべく詳細に書いていただくよう今後気を付けていしましょう。
議長	それでは採決に移ります。 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」受付番号 7 と 8 の 2 件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。 (異議なしとの声)
議長	それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」受付番号 7 と 8 の 2 件を申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、許可されました。

議長	続きまして、議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について」を上程します。 事務局からの説明を求めます。
事務局員 (本庁)	失礼いたします。 第 2 号議案 「農用地利用集積等促進計画原案への意見聴取について」、説明させていただきます。 本市農業振興課から農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画原案について意見を求められています。 原案の内容は、中間管理機構を通じて契約中の農地の利用権を移転するものです。移転の内容は、高野町和南原の農地 5 筆を〇〇さまから●●さまへ 9,956 ㎡、比和町三河内の農地 3 筆を〇〇さまから●●さまへ 5,839 ㎡となっております。 詳細は、議案資料 1 ページから 3 ページのとおりです。 なお、権利の設定を受ける者については、地域計画公告時に農業を担う者として既に位置づけられている者であることを本市農業振興課から確認しております。 以上の農用地利用集積等促進計画は、農業委員会の承認後、広島県知事が認可・公告されます。説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	以上で説明が終わりました。 皆様から何かご質疑等はありませんか。 (なしとの声)
議長	それでは採決に移ります。議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について」提案の原案について異議なしの旨で回答することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、決定されました。

議長	続きまして議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程いたします。 受付番号 2 から 4 の 3 件について、事務局から説明を求めます。 (説明 以下 概要)
事務局員 (西城出張所)	受付番号 2 位置等：説明資料 4, 5 ページに記載 転用事由：一般住宅及び農業用倉庫兼車庫 資金計画：全額借入資金 他法令：なし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外見込
事務局員 (東城出張所)	受付番号 3 位置等：説明資料 6, 7 ページに記載 転用事由：一般住宅 資金計画：全額自己資金 他法令：なし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済
事務局員 (高野出張所)	受付番号 4 位置等：説明資料 8, 9 ページに記載 転用事由：一般住宅及び倉庫 資金計画：自己資金及び借入資金 他法令：施行規則第 33 条第 4 号に該当 (※) 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外見込 (※) 申請地は第 1 種農地に該当し原則不許可ですが、本件は第 1 種農地の不許可の例外の「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として施行規則第 33 条第 4 号に該当するため申請を受け付けました。

議長	以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受けます。 質疑等はございませんか。 (なしとの声)
議長	それでは採決の前に「農業委員会等に関する法律」により、議事参与の制限を受けることとなる 21 番天根委員のご退席をお願いいたします。 (退席を確認)
議長	それでは採決に移ります。議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」受付番号 2 から 4 の 3 件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。 (異議なしとの声)
議長	それでは、議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」受付番号 2 から 4 の 3 件を申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、許可されました。それでは天根委員、お戻りください。 (着席を確認)
議長	続きまして議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。 受付番号 5 と 6 の 2 件について事務局からの説明を求めます。 (説明 以下 概要)
事務局員 (本庁)	受付番号 5 位置等：説明資料 10, 11 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他法令：該当なし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済

事務局員 (本庁)	受付番号 6 位置等：説明資料 10, 23 ページに記載 転用事由：一般住宅 資金計画：全額借入資金 他法令：該当なし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済
議長	以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。 質疑等はありませんか。 (なしとの声)
議長	それでは採決に移らせていただきます。 議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」受付番号 5 と 6 の 2 件を一括で採決したいと思います。これにご異議ありませんか。 (異議なしとの声)
議長	それでは採決に移ります。議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」受付番号 5 と 6 の 2 件を申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、証明することと決定されました。
議長	続きまして、議案第 5 号「非農地証明申請について」を上程します。受付番号 5 から 11 の 7 件について事務局からの説明を求めます。 (説明 以下 概要)

事務局員 (本庁)	受付番号 5 位 置 等：説明資料 10, 24 ページに記載 潰廃事由：申請地は現在の家を建てる時から宅地として利用し、また、宅地の進入路となっており、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：申請地は建物が建っており、また、宅地の進入路になっていることも確認し、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。 受付番号 6 位 置 等：説明資料 10, 25 ページに記載 潰廃事由：農地に面している宅地には昭和 50 年頃に家が建てられ、当時の持ち主は、晩年に耕作が難しく庭の一部として利用していた。その後、申請者の弟がその土地を購入したときには、農地には表土がなく、碎石やガラが入っている状態であったと聞いている。平成 29 年に弟から相続によって申請者 3 人が所有者となったが、それぞれ遠方に住んでおり管理は難しい状況で、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：申請地は建物を取り壊されているが、宅地と一体的に利用されており、いずれも表土はなく、宅地の進入路やその他の部分は碎石やガラがある状態であり、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。
事務局員 (東城出張所)	受付番号 7 位 置 等：説明資料 6, 26 ページに記載 潰廃事由：周囲が山林に囲まれて農機具等が入りにくく、耕作が困難となり植林した結果山林となっており、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：対象の申請地は山林化しており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認（申請地のうち 2 筆は草刈りがされており、農地復旧の見込があったため取下げ）。
事務局員 (西城出張所)	受付番号 8 位 置 等：説明資料 4, 27 ページに記載 潰廃事由：昭和 63 年頃、申請地に物置小屋を建て、周辺をコンクリート及び砂利を張って宅地として使用しており、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：申請地は宅地となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。

事務局員 (東城出張所)	受付番号 9 位 置 等：説明資料 6, 28 ページに記載 潰廃事由：遠方に移住したため申請地が管理できなくなり、管理を引き受けてくれる人も見つけられず原野化しており、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：申請地は雑木が生い茂り原野となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。
事務局員 (口和出張所)	受付番号 10 位 置 等：説明資料 29, 30 ページに記載 潰廃事由：昭和 50 年頃、車庫を建築し、平成 30 年頃に車庫が不要になり建物を解体・撤去したが、基礎部分のコンクリートが残っており、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：申請地の建物は撤去されていたが基礎部分のコンクリートが残っており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。
事務局員 (比和出張所)	受付番号 11 位 置 等：説明資料 31, 32 ページに記載 潰廃事由：昭和 50 年頃から申請者の両親が高齢により耕作ができなくなり、申請者は遠方に居住し農業以外の職業であったため管理ができず荒廃しており、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：申請地は山林となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。
議長	以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。質疑等はありませんか。 (なしとの声)
議長	それでは採決に移らせていただきます。議案第 5 号「非農地証明申請について」受付番号 5 から 11 の 7 件を一括で採決したいと思います。これにご異議ありませんか。 (異議なしとの声)

議長	それでは採決に移ります。議案第 5 号「非農地証明申請について」受付番号 5 から 11 の 7 件を申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、証明することと決定されました。
議長	以上を持ちまして、本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。 続いて、会長報告、「その他」事項について事務局から説明を求めます。 (その他事項について資料にて説明)
議長	○会長報告
事務局員 (本庁)	○報告事項 ・ 4 月役員会 ○協議事項 ・ 最適化活動の点検・評価等について ・ 令和 6 年度庄原市農業施策に対する意見書について (回答) ○今後の主な日程 の報告を行った。
議長	以上事務局からの報告・協議でした。 みなさんから全体を通してご質疑、意見等はございますか。 (なしとの声)
議長	以上で本日の日程をすべて終了しました。 これをもって、第 2 回農業委員会総会を閉会といたします。(午後 3 時 15 分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和7年5月7日

議 長
(道下 和子) _____

6 番委員
(財間 敏行) _____

7 番委員
(須應 敏明) _____